

平成23年10月25日

(各団体の長) 殿

円高の影響を受けた非正規労働者への配慮に関する要請書

労働行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

今般の急激な円高の進展により、経済活動と雇用情勢に重大な影響が生じることが懸念されています。特に、急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者といった非正規労働者については、解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、事業主の皆様には、労働基準法、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」(平成15年厚生労働省告示第357号)及び労働契約法における解雇・雇止めに関するルールを遵守していただくとともに、特に派遣労働者については、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第137号)及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第138号)に規定する措置を講じていただき、非正規労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

非正規労働者を雇用する事業主の皆様には、雇用の維持を図るため、まずは配置転換等を通じて非正規労働者の就業機会の確保に努めていただくようお願いいたします。

雇用の維持を図りつつも、やむを得ず休業する場合は、雇用調整助成金の活用などを通じて、休業についての手当を支払っていただくようお願いいたします。また、雇用調整助成金については、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するものであり、これについてのご相談は、労働局又はハローワークで承っておりますので、こうした措置を是非御活用ください。

また、派遣先事業主の皆様には、まずは、現在締結されている労働者派遣契約についてできる限り継続されるようお願いいたします。やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、休業等により生じる派遣元事業主の損害を契約に基づき適切に賠償すること等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めていただくようお願いいたします。

このように、非正規労働者の雇用維持・確保に向けて、貴団体の会員企業に対し御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚生労働大臣
(署名)